

平成24年4月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 早川浩二

平成22年(行ウ)第20号 公金支出金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月14日

判

決

埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64

原 告 谷 登 美 子

埼玉県比企郡嵐山町志賀316-175

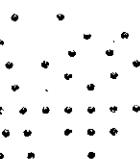
原 告 間 璃 惠 子

埼玉県比企郡嵐山町千手堂497-4

原 告 斎 佐 太 岩 関 口 町 山 澤 口 長 勝 男

原告ら訴訟代理人弁護士

同 告 伸 田 太 岩 関 口 町 山 澤 口 長 勝 男



埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

被 告 太 岩 関 口 町 山 澤 口 長 勝 男

同訴訟代理人弁護士

被 告 補 助 參 加 人 松 本 美 子

同訴訟代理人弁護士 指 宿 昭 一

主 文

- 1 本件訴えのうち、松本美子に対し平成20年度ふれあい講座講師謝礼23万円及びこれに対する平成21年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の不当利得返還請求をするよう被告に求める部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、松本美子に対し、金46万円並びに内金23万円については平成21年3月6日から、内金5万円については平成21年12月26日から、内金18万円については平成22年2月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員の不當利得返還請求をせよ。

第2 事案の概要

本件は、嵐山町が同町議會議員である被告補助参加人松本美子（松本）に対して同町の人権教育推進事業に係る講座の講師を依頼し、報償費として謝礼を交付したことについて、同町の住民である原告らが、松本が上記講師を務めたことは議員の兼職を禁止する地方自治法92条の2に反する違法な請負であり、また、民法90条により無効であるから、松本に対する講師謝礼の支払は違法な公金の支出であるなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、松本に対して平成20年度の講師謝礼23万円及びこれに対する平成21年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員並びに平成21年度の講師謝礼合計23万円及び内金5万円に対する同年12月26日から、内金18万円に対する平成22年2月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員の不当利得返還請求（上記各年5分の割合による金員については、正しくは、民法704条前段の利息支払請求と解される。）をするよう求めている住民訴訟である。

1 爭いのない事実等（証拠により容易に認定できる事実については、かつて内に証拠を示す。）

(1) 当事者等

- ア 原告らは、嵐山町の住民である。
- イ 被告は、嵐山町の執行機関である。
- ウ 松本は、財務会計上の行為に係る相手方である。

(2) 嵐山町では、同和問題の解決を図るために、社会同和教育推進の場として嵐山

町立吉田集会所（吉田集会所）が設置されており、同集会所において、嵐山町人権教育推進事業として、成人向けの「ふれあい講座」及び小学生向けの「ふれあいじゅく」を開催している。ふれあい講座の内容は、健康ダンス教室、カラオケ教室、手芸教室等であり、これらは、地域の人々の交流を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない地域作りを進めること等を目的とするものである。（甲64、乙1、2）

(3) 嵐山町は、遅くとも平成11年度以降、松本に対し、ふれあい講座講師を依頼し、謝礼を支払ってきている。後記2(1)記載の条例は平成19年10月16日から施行されたが、松本は、上記条例が嵐山町議会で議決された同年6月時点において同議會議員を務め、同年9月の嵐山町議会議員選挙においても当選し、同年10月15日から同町議會議員の任期が始まった後も、引き続き講師の依頼を受諾し、同町から謝礼を受け取った。松本に対する平成20年度及び平成21年度に係る講師謝礼の支払は、次のとおりである。

ア 平成20年度には、健康ダンス教室の講師を依頼し、平成21年3月5日に、謝礼として23万円を支払った。

イ 平成21年度には、健康ダンス教室及び健康づくり教室の講師を依頼し、平成21年12月25日に、健康づくり教室講師の謝礼として5万円を支払い、平成22年2月25日に、健康ダンス教室講師の謝礼として18万円を支払った。

ウ 健康ダンス教室の内容は、音楽に合わせて振付けをし、体を動かすことを健康づくりとして実施するというものである。健康づくり教室は、嵐山町吉田地区の70歳前後の高齢者を対象とした教室で、その内容は、健康体操、健康測定等を実施するというものである。各講座は、原則として1回2時間であり、講師謝礼は、1回1万円として算出されている。

(甲1, 4ないし6, 68, 81)

(4) 原告らは、平成22年5月6日、嵐山町監査委員に対し、松本に支払われた平成20年度の講師謝礼23万円及び平成21年度の講師謝礼23万円（前記(3)イ

の合計額）を含む合計50万0200円の公金の支出について、町庫への返還の措置を求める嵐山町職員措置請求（本件監査請求）をした。

嵐山町監査委員は、平成22年7月5日付で、本件監査請求について、平成20年度の講師謝礼に係る部分は支出から1年が経過しているとして却下するとともに、その余の請求は理由がないものとして棄却した。原告らは、同月7日、上記監査結果の通知を受けた。

（甲1，弁論の全趣旨）

（5）原告らは、平成22年8月5日、本件訴えを提起した。

2 条例等の定め

（1）嵐山町議会議員政治倫理条例（平成19年6月8日条例第17号。以下「政治倫理条例」という。）（甲2）

第8条 議員及び親族等が取締役等に就いている法人等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を遵守し、町が発注する工事の請負契約及び業務委託契約並びに備品納入契約を辞退するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもつて前項の関係者の同意を得て、辞退届を議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

3 議長は、前項の辞退届を受理したときは辞退届の写しを町長に送付するものとする。

第14条 町民は、議員が第5条から第8条の規定に違反し、又は法令若しくは条例に違反する行為をした疑いがあると認めるとときは、これを証する資料を添えて、2人以上の議員又は50人以上の満20歳以上の町民の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

（2項省略）

3 議長は、前2項の規定により審査の請求がなされたときは、審査会にその

審査を求めなければならない。ただし、別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあつた日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるとときは、この限りでない。

附則1条 この条例は平成19年10月16日から施行する。

(2) 嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則（平成19年6月8日議会規則第2号）（甲3）

第5条 条例第8条第1項ただし書に規定する業務委託契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校等で扱う物品の販売業務委託契約
 - (2) 広域公共事業で行う物品の委託販売契約
 - (3) 税金及び公共料金等の取扱い業務委託契約
- (2項省略)

第12条（1項ないし3項省略）

4 条例第14条第3項ただし書の別に定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(5) 審査請求が係争中の事項に係るものであるとき。

3 争点

(1) 平成20年度の講師謝礼につき監査請求期間超過の正当な理由の有無

(2) 松本に対する講師謝礼の支払は違法な公金の支出に当たるか

(3) 松本の不当利得の有無

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（平成20年度の講師謝礼につき監査請求期間超過の正当な理由の有無）について

(原告らの主張)

平成20年度の講師謝礼に関しては本件監査請求の時点で既に1年を経過しているが、次のとおり、監査請求期間を徒過したことにつき正当な理由がある。

原告渋谷登美子（原告渋谷）については、平成22年3月3日、嵐山町議会議員1名とともに、議長に対し政治倫理条例14条1項に基づく審査請求を行つたものであるところ、同条例施行規則12条4項5号において、審査請求が係争中の事項に係るものにおけるときは議長は審査会に審査を求めるべきことができると定められておりたため、監査請求をすることを避けた。しかし、議長が、悪意の懈怠により、審査会に審査を求めることをしなかつたため、原告渋谷は、審査請求の目的を遂げることができなかつた。したがつて、監査請求期間徒過につき正当な理由がある。

原告岡野璃恵子（原告岡野）及び原告彌永健一（原告彌永）については、平成20年度の講師謝礼の支出について、原告渋谷による上記審査請求について報じた平成22年3月4日の新聞記事により初めて知ることができたのであるから、監査請求期間徒過につき正当な理由がある。

(被告の主張)

平成20年度の講師謝礼23万円については、支出日から1年以上経過し、不適法な監査請求であるから、本件訴えのうち、同金額に係る部分は却下されるべきである。政治倫理条例に基づく審査請求は、政治倫理に関することで監査請求とは無関係であり、監査請求期間徒過の正当な理由にはならない。

(2) 争点(2)（松本に対する講師謝礼の支払は違法な公金の支出に当たるか）について

(原告らの主張)

ア 嵐山町の松本に対するふれあい講座講師の依頼は、次の(ア)ないし(エ)のとおり、當利性があり、反復継続して行われるものであり、契約内容の自由が前提となつており、直接契約であることから、地方自治法92条の2に違反する違法な請負もしくは業務委託契約である。よつて、松本に対する講師謝礼の支出は、違法性を承継

した違法な支出である。

(ア) ふれあい講座講師の謝札は、松本人に支払われており、講師として教えたことにより報償費が支払われているので経済的行動である。松本に対して支払われたふれあい講座講師の謝札は、2時間で1万円であり、嵐山町における他の講師謝札と比較して高額であり、議員の資格を背景にした違法性の強い契約に基づくものと判断されざるを得ない。なぜなら、他の講師は、松本が議員であるから講師謝札が高額なのだろうと評価するし、かような謝札の額は、嵐山町と議員との懸念関係のためやむを得ないと受け止められて、議員の職責の公正さ、嵐山町の適切な支出への信頼を疑わせるものだからである。また、嵐山町の他の地区においては、健康ダンス教室や健康づくり教室と同様の内容の事業がボランティアで行われているにもかかわらず、ふれあい講座講師の謝札は1回1万円が支払われる事態となつており、ふれあい講座講師の営利性は明白である。

(イ) 平成20年度の健康ダンス教室は計23回、平成21年度の健康ダンス教室は計18回、同年度の健康づくり教室は計5回開催され、一定期間継続してなされる契約である。また、単年度の講座講師を平成11年以前より繰り返しているので反復性がある。

(ウ) 本件における講座講師は、松本の特殊技能により同人にしか依頼できないといいうものではなく、松本にダンス講師の資格があるか否かの確認さえ行われていない。松本が講師の請負をしようがすまいが、また、他の者に講師を依頼しても嵐山町の人権教育推進事業に影響がないので、かような講師の依頼は、契約内容の自由が前提となつてている。

(エ) 嵐山町は松本の銀行口座に謝札を支払っているので、松本が直接引き受けている請負事業である。

イ 松本は、嵐山町議会議員の任期開始の日から30日以内に、政治倫理条例8条に従つて、ふれあい講座講師に就任していることを議長に届け、辞退しなければならなかつたが、故意又は過失によりこれを怠つた。松本は政治倫理条例の策定に

携わった委員であるから、同条例を知らないという言い逃れはできない。松本が、故意又は過失により政治倫理条例8条に基づく辞退を怠つたことにより、嵐山町は松本にふれあい講座講師を依頼し、その結果として謝札を支出したのであるから、この支出は違法な財務会計上の行為に当たる。

ウ 政治倫理条例は、地方自治法92条の2の目的を達するための手続を定めたものであり、その手続は、議員としての義務を果たすための手続である。松本は、このような手続をすべき義務に違反して兼業禁止の契約を毎年繰り返し、議員の職務の適正、公正さに対して疑念を生じさせたのであるから、当該契約は政治倫理条例に違反するものとして公序良俗違反であり、民法90条により無効とすべきである。

エ 健康づくり教室については、地区主催の地域福祉事業として行うべきものを、嵐山町は、旧七郷村の農業地域区分である吉田第9支部に対する町の事業として行い、そのリーダーの謝札として松本に対し1回1万円の報償費を支出している。松本が、地域リーダーとしての議員であり、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長であることから、吉田第9支部の高齢者の参加率を高めるために松本に講師謝札を支出したことになる。このような配慮は、まさしく町民全体に責任を負い、地方自治法及び政治倫理条例で兼職禁止が定められている趣旨と相反し、本来考慮すべきではない事情を重視したものといわざるを得ない。

オ 以上より、松本に対する講師謝札は、違法で無効な契約を原因として支出されたものであり、違法な公金支出である。

(被告の主張)

ア 地方自治法92条の2に当たるか否かは、同法127条により議会が決定するものであって被告が判断するものではないし、政治倫理条例についても、審査会を設けて審査することとなつており、いずれも議会が自主的自律的に判断すべきこととされている。しかも、これらは議員の身分に関する規定であって、これらの規定に違反するか否かと本件における講師謝札の支払の違法性とは関係がない。地方

自治法 92 条の 2 に違反した場合、議員の身分に影響することはあるても、その者がなした私法上の契約等の効力に影響を及ぼすものではないから、嵐山町が松本にふれあい講座講師を依頼し、謝礼を支払う行為には影響を及ぼさない。

イ 嵐山町が埼玉県市町村課に対し地方自治法 92 条の 2 の一般的解釈について照会したこところ、個人としてかつ他の事業と比較して著しく金額に差異はない謝礼で、個人として講師を行った行為には當利性は存しないため、同規定には抵触せず、また、當利性がないものであれば、同規定の立法趣旨にも反しないため、継続的反復的に行われるものであっても同様であるとの回答を得た。そして、嵐山町として検討を行った結果、議員が講師を行うことは、業務として行われる経済的ないし當利的な取引関係には当たらないと判断したものである。よって、松本が講師を行うことは、地方自治法 92 条の 2 には違反しない。

ウ ふれあい講座講師は、総勢 4 名であり、松本だけではなく、それを適任と判断して同一単価で依頼しているところであって、松本のみを優遇しているようなことはない。講師謝礼の金額については、それぞれの講座の内容により個々に判断し、予算で定めているところから、ふれあい講座のみが高額であることは全くない。健康づくり教室は、地域の概ね 70 歳以上の高齢者を対象として、簡単な体操を行うこと等により、引きこもりの予防などを目的としている事業であるところ、この事業の講師には、豊富な経験や知識を有し、かつ同和地区である地域のリーダー的存在である松本に依頼した方が、地域の人も参加しやすいことから、松本が適任であると考えて依頼したものである。

エ 政治倫理条例については、あくまで政治倫理基準を定めたもので、町民が議員の活動について説明を求めることができる仕組みを創設したものであって、地方自治法 92 条の 2 に規定する關係私企業の就職の制限というより、議員の地位利用などで町民が疑惑の念を抱くような場合にこの仕組みが活用されるべきものである。本件のように町が推進する施策の一環としてのふれあい講座で、松本が講師に就任することによって、議員の地位利用により同和問題解決に向けた事業推進の目的が

損なわれるようなことはなく、むしろ効果的であり、請負の営利性がないなどの面からも、本件訴訟は、同条例の問題ではない。また、同条例においては、仮に条例違反があつた場合にも、当該議員に対する是正措置が想定されており、契約の効力にまで影響が及ぶことはない。

オ よって、松本に対する講師謝礼の支払は、違法な公金の支出には当たらない。

(補助参加人の主張)

同和行政は人権行政の課題の一つであるところ、差別を解消するためにには差別意識の根絶等が実現されなければならず、そのためには同和地区住民自身の主体的活動が必要であり、本件における松本に対する講師謝礼も、このような同和地区住民自身の主体的活動を支援するためには支出されているものである。健康ダンス教室は、嵐山町における同和行政の柱である教育啓発の推進、地区内外の交流に位置づけられる活動である。松本に対する講師謝礼は特に多額ではないし、地区住民のリーダーである松本が率先して各種講座や教室事業に関わることが地域のつながりを作ることで極めて重要であるから、松本以外が講師をしても地域住民の積極的な参加による地域住民のつながりという効果は期待できない。また、松本は立花流民謡部指導資格流法に基づく指導資格を有しており、プロの講師としてダンスを指導する力量及び資格がある。よって、本件における講師謝礼の支払は適法である。

(3) 爭点(3) (松本の不当利得の有無)について

(原告らの主張)

前記(2) (原告らの主張) で述べたところに照らせば、松本に対するふれあい講座講師の依頼契約は私法上無効となるから、講師謝礼は松本の不当利得となる。

(被告の主張)

地方自治法92条の2や政治倫理条例の違反は、私法上の契約の効力に影響を及ぼすものではないから、仮に本件においてその違反があつたとしても、松本にふれあい講座講師を依頼し謝礼を支払う行為の私法上の効力には影響しない。松本は、1回2時間当たり1万円の講師の仕事を実際に務めて指導しており、肉体的にも精

神的にもその対価として社会通念上妥当な範囲の謝礼を受け取っているものであり、不利益とはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（平成20年度の講師謝礼につき監査請求期間超過の正当な理由の有無）について

(1) 松本に対する平成20年度の講師謝礼23万円は、平成21年3月5日に支払われたものであるところ、原告らが本件監査請求を行ったのは平成22年5月6日であり、財務会計上の行為があつた日から既に監査請求期間である1年（地方自治法242条2項本文）が経過している。そこで、同期間の超過について同項ただし書の「正当な理由」が認められるか否かにつき検討する。

(2) 普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもつて調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、上記「正当な理由」の有無は、手段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもつて調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照）。ここにおける「相当の注意力」をもつてする調査とは、マスコミ報道等により受動的に知った情報にのみ注意を払つていれば足りると解すべきではなく、住民であればばいつでも閲覧等をすることができる情報については、閲覧等をすることができる状態に置かれた時点では、住民が相当の注意力をもつて調査を尽くせば知ることができたものと解するのが相当である。

(3) これを本件についてみると、平成21年度のふれあい講座に係る受講生募集の案内が吉田地区の住民に配布され、同案内には講座の内容とともに講師の氏名も明記されていること（甲127）からすれば、平成20年度についても同様の案内が配布されていたものと推察され、松本が同年度のふれあい講座講師を務めたこと

は、上記案内により客観的に明らかになっていたものといえる。そうすると、これに対する謝礼の有無についても、その支出の当初の時点において、情報公開等の方法により嵐山町の住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、客観的にみて知ることができるたといえるから、本件は、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合」には当たらず、上記「正当な理由」は認められないというべきである。

これに対し、原告らは、原告岡野及び原告彌永については、原告渋谷による政治倫理条例14条1項に基づく審査請求について報じた平成22年3月4日の新聞記事により初めて知ることができたのであるから、上記「正当な理由」があると主張する。しかし、既に述べたとおり、松本がふれあい講座の講師を務め、謝礼を受け取ったことについては、支払がされた当初から、原告らが相当の注意力をもって積極的に調査をすれば客観的にみて知ることができたものといえるのであって、新聞報道等の受動的に知ることのできる情報にのみ注意を払つていたとしても相当な注意力をもつて調査したとはいえないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(4) また、原告らは、原告渋谷について、本件監査請求の時期が遅れたのは政治倫理条例14条1項に基づく審査請求をしていたためであるから、上記「正当な理由」がある旨主張する。しかし、同条例は、議会の役割並びに議員及び町民の責務を明確にし、政治倫理を確立するために議員として活動する際に遵守すべき行動基準を定めるとともに、議会が町民から信頼を得て、公正、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするものであつて(同条例1条。甲2)，財務会計上の行為の違法又は不当を是正するために行われる住民監査請求とは趣旨及び目的を異にするものである。そうであれば、同条例に基づく審査請求は、上記「正当な理由」の有無の判断に対して何ら影響を与えるものではないといふべきである。原告渋谷は、係争中の事項に係る審査請求(同条例施行規則12条4項5号)に該当す

ることを避けるために同条例に基づく審査請求とは趣旨及び目的を異にする住民監査請求を自らの判断でしなかつたといいうのであるから、平成20年度の講師謝礼については監査請求期間を徒過したことによる不利益も甘受すべきものといえる。

(5) したがって、平成20年度の講師謝礼について、監査請求期間を徒過したことにつき正当な理由は認められない。

2 爭点(2)（松本に対する講師謝礼の支払は違法な公金の支出に当たるか）について

(1) 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するためには必要な経費等を支弁するものとされる（地方自治法232条1項）。

本件において、嵐山町は、同町の事業として開催されるふれあい講座の講師を松本に依頼し、これを受けて、松本は、実際に健康ダンス教室及び健康づくり教室の講師を務めたものであるから、松本に対し講師謝礼を支払うことは、嵐山町の事務を処理するための必要な経費の支弁であるということができる。

講師謝礼は、1回2時間の講座につき1万円とされ、平成21年度の講師謝礼として支払われた金額は、健康づくり教室に係る5万円、健康ダンス教室に係る18万円の合計23万円であったところ、かかる金額が、松本の提供した役務に対する謝礼として合理性を欠くほどに高額であるとはいえないから、本件における講師謝礼の支払が違法であるとは認められない。

(2) これに対し、原告らは、嵐山町の松本に対するふれあい講座講師の依頼が地方自治法92条の2に違反する違法な請負もしくは業務委託契約であり、また、松本は故意又は過失により政治倫理条例8条に基づく辞退を怠ったのであるから、松本に対する講師謝礼の支払も違法な支出となる旨主張する。しかし、地方政府92条の2は、議員の公正な職務執行と議会の公正な運営を確保するため、議員が地方公共団体との間で請負関係に立つことを禁止する規定であって、議員の身分保持の要件を定めるものにすぎず、契約等の効力につき定めたものではないと解される。

したがって、同規定に違反した場合の効果としては、同法127条1項前段に

より議員の職を失うことがあるにとどまり、当該契約等が無効又は違法になるものではないと解すべきである。このことは、政治倫理条例に関する限りでも同様である。

よって、松本に対するふれあい講座講師の依頼が地方自治法92条の2所定の「請負」に該当するか否かにつき判断するまでもなく、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 次に、原告らは、松本が町議会議員であるとして公序良俗違反であり、民法90条たることは政治倫理条例に明白に反するものとして公序良俗違反である。しかし、松本が町議会議員であることを考慮しても、嵐山町の依頼を受けてふれあい講座講師を務めたことが公序良俗に反する違法性の強いものとのすることはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(4) よって、松本に対する講師謝礼の支払が違法な公金の支出に当たるとは認められない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、平成20年度の講師謝礼に係る不当利得返還請求を求める部分は、適法な監査請求を前置しておらず不適法である。また、原告らのその余の請求については、松本に対する平成21年度の講師謝礼の支払が違法とは認められないので、その余の争点につき判断するまでもなく、理由がない。

よって、本件訴えのうち、平成20年度の講師謝礼23万円及びこれに対する平成21年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の不当利得返還請求を求める部分を却下し、原告のその余の請求を棄却することとして、本文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判官

古

河

謙

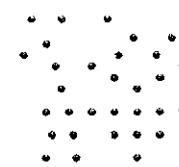
裁判官

高

部

祐

未



さいたま 10-037430

早川浩
裁判所書記官

さいたま地方裁判所第4民事部

平成24年4月4日

これは正本である。